

I 概要等

1 川越市の概要

本市は、東京都心から北西に 30 km、埼玉県中央部からやや南部、武蔵野台地の東北端（東経 139° 29′ ： 北緯 35° 55′ 、世界測地系による。）に位置しており、海拔高度は市庁舎周辺で 18.5 m、面積は 109.13 km²で、東西 16.27 km、南北 13.81 km である。

地形は、西から東に向けて緩やかに傾斜しているが全体的に平坦で、概ね中央部が市街地、北東部が水田地帯、南西部が畑地帯に分けられ、南部には武蔵野の雑木林が多く残されている。

東京都心への通勤圏にあり、ベッドタウンとして集合住宅の建設や大規模な住宅団地の造成が継続しており、自然の面影を残しつつ都市化が進んでいる。

また、交通の利便性を生かした流通業、伝統に培われた商工業、郊外における稲作・畑作の農業、**小江戸川越**と称される歴史と文化を資源とした観光など充実した都市機能を持ち、県中央部の中核都市として発展している。

本市は大正 11 年に埼玉県で最初の市制を施行、当時 3 万 1 千人であった人口は、昭和 30 年の大合併（隣接する 9 か村）により 10 万人を超え、その後も昭和 40 年代から 50 年代に急激な人口増があり、平成 27 年には 35 万人を超えている。

本市もまた少子高齢化の傾向にあり、第四次川越市総合計画（平成 28 年 3 月策定）の人口推計によると、今後は人口が徐々に減少していくものと見込まれている。少子化対策及び高齢化対策は重要課題となっている。

平成 15 年 4 月 1 日に埼玉県で初めての中核市となる。中核市移行に伴い、これまで県と市で分担して行ってきた保健予防、食品衛生、環境衛生、健康づくり等の保健サービスを本市で一体的に行えるようになった。

令和 6 年 4 月 1 日現在の人口等（川越市住民基本台帳による。外国人を含む。）は次のとおり。

世帯数	168,317 世帯
人口	352,836 人（男 175,678 人、女 177,158 人）
人口密度	3,233 人／km ²
65 歳以上人口	95,590 人
高齢化率	27.09 %（小数点以下第 3 位を四捨五入）

I 概要等

2 川越市保健所の概要

(1) 建築概要

敷地面積	3,854.58 m ²	
構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上3階建	
建築面積	1,029.91 m ²	
延床面積	3,072.42 m ²	
	1階	1,021.42 m ²
	2階	1,029.91 m ²
	3階	992.50 m ²
	地階	28.59 m ²
駐車場	61台	
駐輪場	約15台	
竣工	平成16年3月	
開設	平成16年4月1日	

} 川越市総合保健センターとの
連絡通路を含む。

(2) 設置目的

川越市保健所は、対人保健サービスや対物保健サービス等を提供し、市民の健康と安全を守るための拠点として、また、市民の健康づくりの拠点である総合保健センターと一体となり、保健・医療・福祉の連携拠点として設置した施設である。

(3) 施設概要

1階は保健総務課、保健予防課、食品・環境衛生課及び衛生検査課の事務室を配置し保健衛生業務を行う窓口となっている。また、相談室を多く配置し、精神障害者及びその家族のための相談等を受付けている。

2階はグループ活動室、教育研修室、診察室、母子相談室等を配置した階である。エイズ等の性感染症相談、検査、こどもの発育、発達の相談等を実施している。

3階は検査室、分析室を配置した階である。飲用水等の水質検査や食品検査、感染症の検査等を実施している。

3 川越市総合保健センターの概要

(1) 建築概要

敷地面積	8,063.01 m ²	
構造・階数	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上3階建	
建築面積	2,053.96 m ²	
延床面積	4,345.89 m ²	
	1階	1,813.18 m ²
	2階	1,488.30 m ²
	3階	990.79 m ²
	地階	53.62 m ²
駐車場	78台（うち身障者用等9台）	} 川越市ふれあい 歯科診療所を含む。
駐輪場	約40台	

竣 工 平成11年3月
開 設 平成11年4月1日

(2) 設置目的

川越市総合保健センターは、本格的な少子高齢化、疾病構造の変化等々に対応するため、市民の健康づくりの拠点として、また、保健・医療・福祉の連携の拠点として設置した施設である。

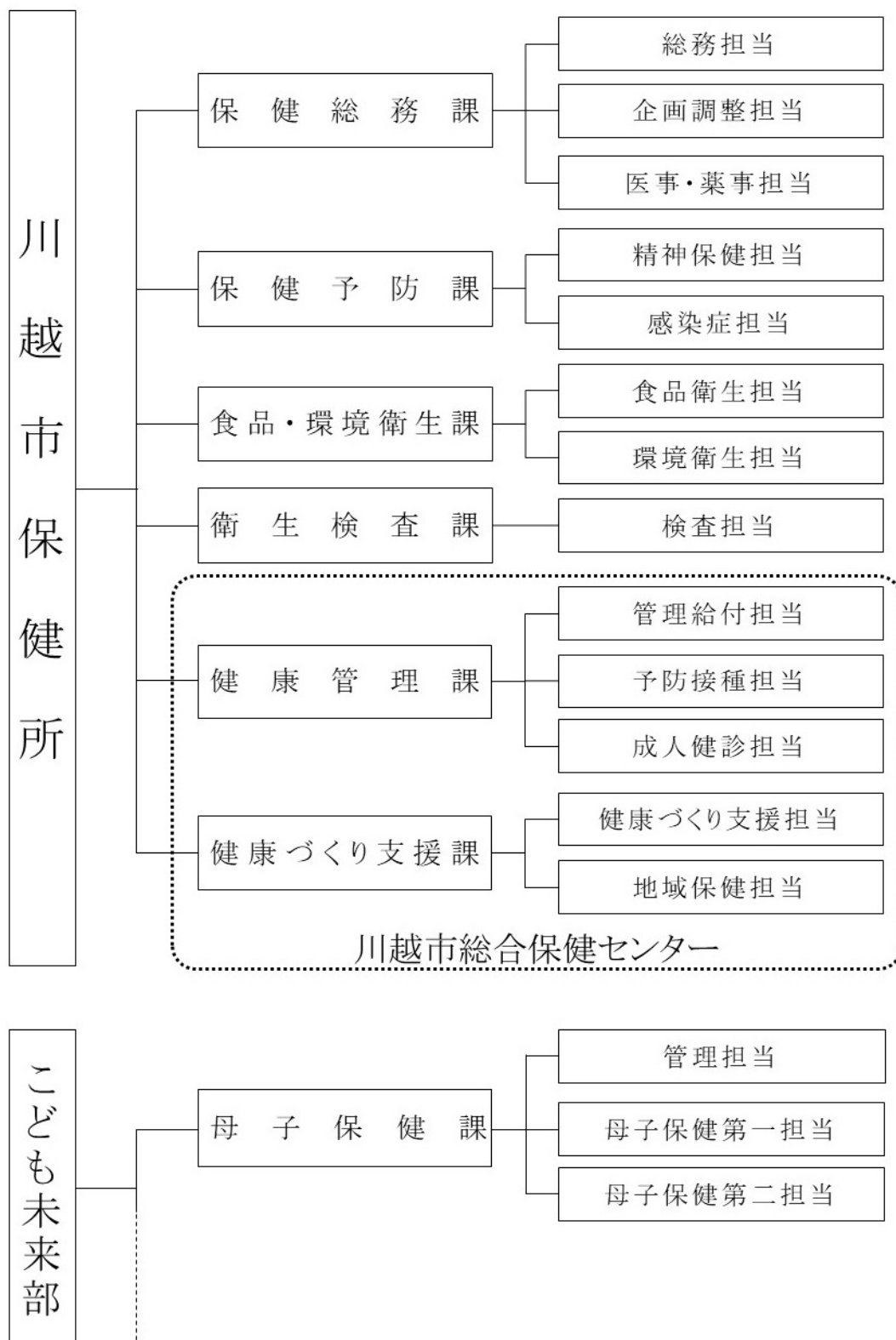
(3) 施設概要

1階は健康管理課のうち管理給付担当及び予防接種担当の事務室、健康づくり支援課の事務室並びに健康増進事業を実施する施設（部屋）を配置した階である。また、健康増進室等の施設を活用し、健康増進に関する事業を実施している。なお、こども未来部母子保健課の事務室も配置している。

2階は健康管理課のうち成人健診担当の事務室、がん検診等のための問診室、胃レントゲン室、胸部レントゲン室、歯科検診室等の設備を配置した階である。健康増進法等に基づく各種検診を実施している。

3階は健康教育、乳幼児健診等の各種事業を実施する施設を配置した階である。多目的室、研修室、会議室、栄養指導室等を活用し、市民の健康づくりを推進する各種事業を実施している。

4 事務機構（令和6年4月1日現在）



（注）本冊子では、令和5年度における川越市保健所の事業実績を掲載しているが、健康づくり支援課で行っていた母子保健事業を令和6年4月1日にこども未来部母子保健課に移管したため、令和6年度の事業実施体制は上図のとおりとなる。

5 職員配置（職種別：令和6年4月1日現在）

単位：人

課・担当名	職 種												総計
	医師	保健師	看護師	管理栄養士	栄養士	歯科衛生士	臨床検査技師	診療放射線技師	精神保健福祉士	薬剤師	獣医師	事務職	
川越市保健所	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
保健総務課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
総務担当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4
企画調整担当	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3
医事・薬事担当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	2	6
小計	-	2	-	-	-	-	-	-	-	4	-	8	14
保健予防課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
精神保健担当	-	6	-	-	-	-	-	-	3	-	-	1	10
感染症担当	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	10
小計	-	13	-	-	-	-	-	-	3	-	-	5	21
食品・環境衛生課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
食品衛生担当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	2	1	8
環境衛生担当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	1	6
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	6	2	16
衛生検査課	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2
検査担当	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	1	-	5
小計	-	-	-	-	-	-	3	-	-	2	1	1	7
川越市総合保健センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康管理課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
管理給付担当	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4	6
予防接種担当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5
成人健診担当	-	3	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	7
小計	-	4	1	-	-	-	-	2	-	-	-	12	19
健康づくり支援課	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
健康づくり支援担当	-	3	-	3	-	1	-	-	-	-	-	2	9
地域保健担当	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
小計	-	13	-	3	-	1	-	-	-	-	-	3	20
合 計	2	33	1	3	-	1	3	2	3	14	7	31	100
こども未来部													
母子保健課	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
管理担当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4
母子保健第一担当	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
母子保健第二担当	-	8	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	10
小計	-	18	-	-	2	-	-	-	-	-	-	5	25
総 計	2	51	1	3	2	1	3	2	3	14	7	36	125

(注1) 全ての課において、会計年度任用職員、任期付職員等を含まない。

I 概要等

6 事業概要（令和6年4月1日現在）

(1) 事業目的と理念（川越市の保健事業）

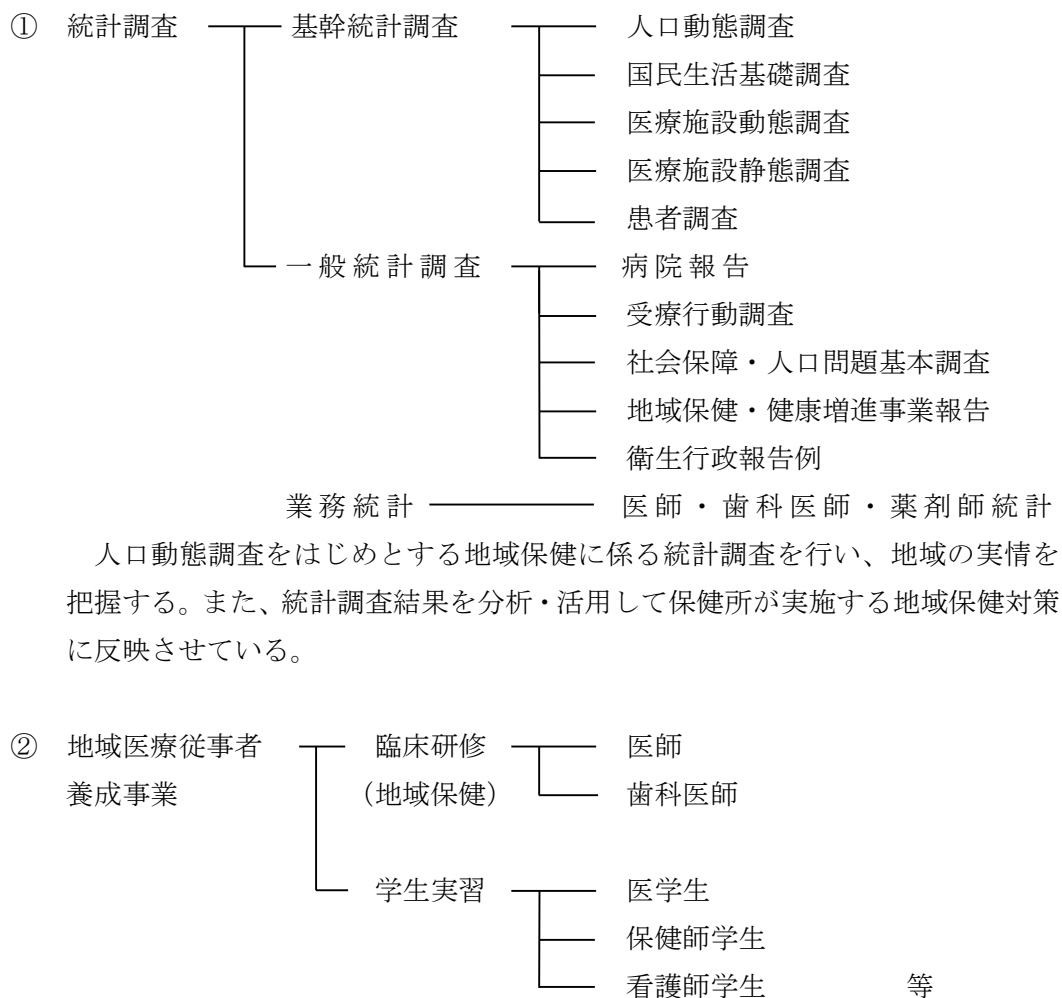
〔事業目的〕

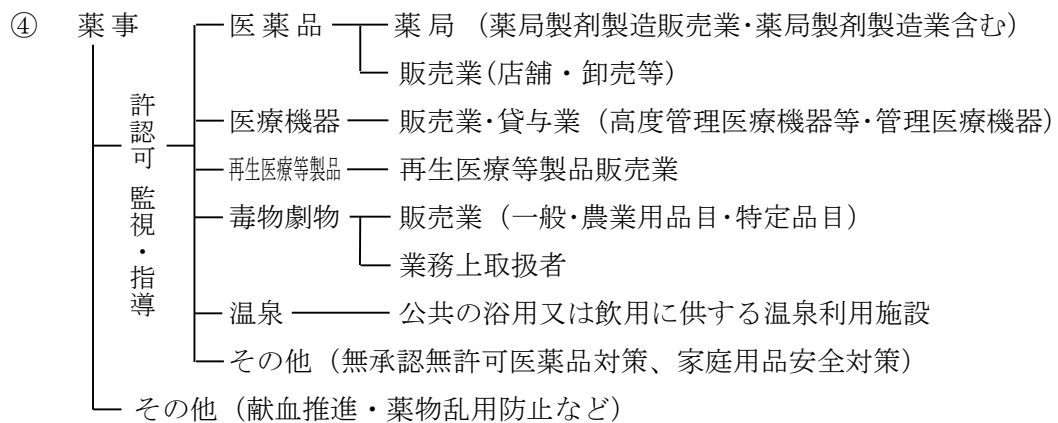
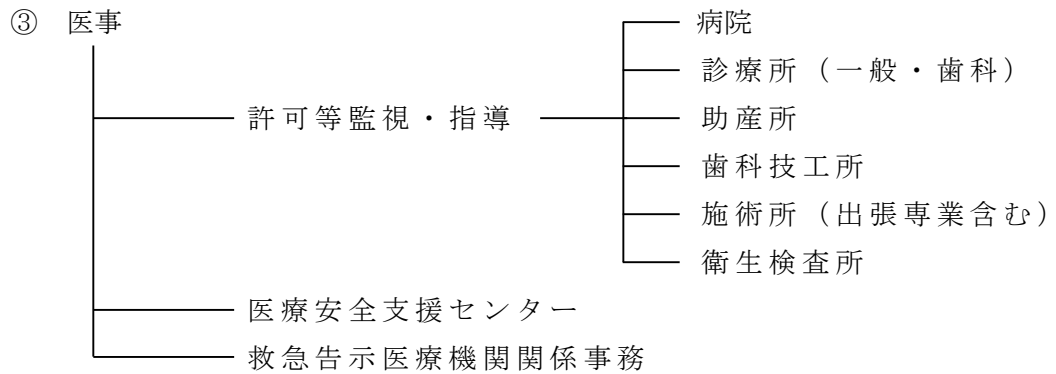
市民の安全な暮らしを確保し、市民個人の視点を重視した地域保健サービスを提供することによって、市民一人ひとりの健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

〔理念〕

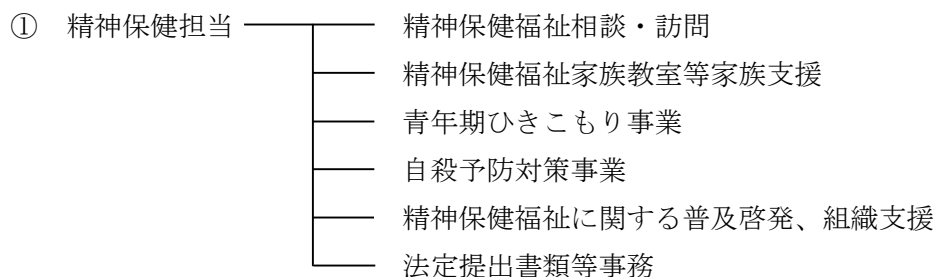
- ・対人保健サービスを充実させ、きめ細かい保健サービスを提供する。
- ・食品衛生や環境衛生等の対物保健サービスを実施し、市民の安全で快適な生活環境の確保を図る。
- ・保健・医療・福祉部門との連携強化を図る。

(2) 保健総務課の事業概要





(3) 保健予防課の事業概要

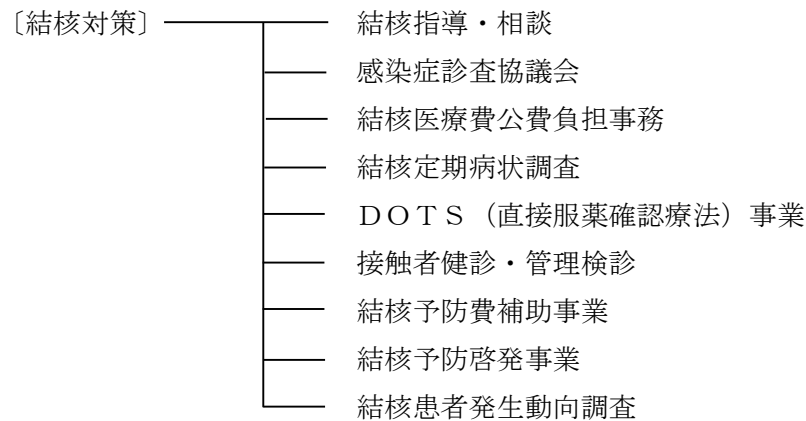


精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、疾病と障害をあわせもつ精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の早期治療の促進、地域社会での自立と社会参加の促進を目的に、相談支援や正しい知識の啓発の事業を実施している。

また、自殺対策基本法に基づき、自殺対策計画を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策を包括的に推進している。

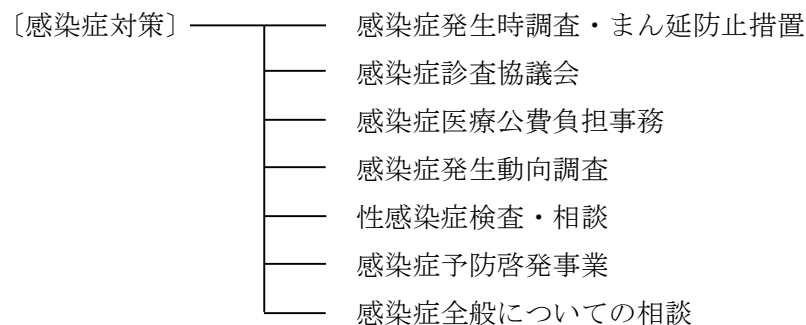
I 概要等

② 感染症担当



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核患者の登録管理、接触者に対する健診を行い、適正な結核医療を提供し、結核のまん延防止を図る。

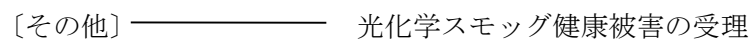
結核患者の発生動向等の実情に即した対策を実施し、結核予防の普及啓発及び結核罹患率の減少を図る。



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症発生時における調査を行い、まん延防止措置を行う。

感染症患者の発生状況を把握して、その流行を予測し、啓発を含めた予防措置を講じる。

エイズ等の性感染症に関する検査・相談事業により、正しい知識の普及啓発を行い、性感染症のまん延防止を図る。



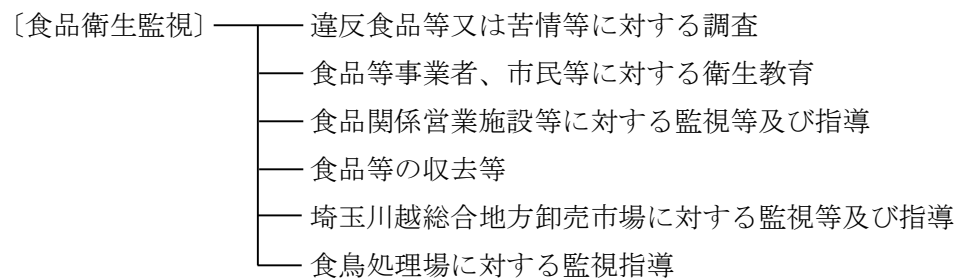
(4) 食品・環境衛生課の事業概要

① 食品衛生担当



食品衛生法等に基づき、食品等事業者の許可又は届出の受理を行う。

また、食中毒発生時に調査等を行い、被害の拡大防止及び再発防止を図る。



食品等事業者、市民等に対し、講習会等を実施し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

食品関係営業施設等の衛生管理向上、食中毒予防等を目的として、監視等及び指導を実施する。

市内で製造、販売等される食品等について、食中毒発生の防止及び不良食品等の流通防止を目的として、食品衛生法に基づく収去等を実施し、食品等の安全性確保に努める。

食品等の流通拠点である市場の監視等及び指導を実施し、食品等における衛生上の危害を未然に防止する。

食鳥処理場に対する構造設備、衛生管理等についての監視指導を実施する。

I 概要等

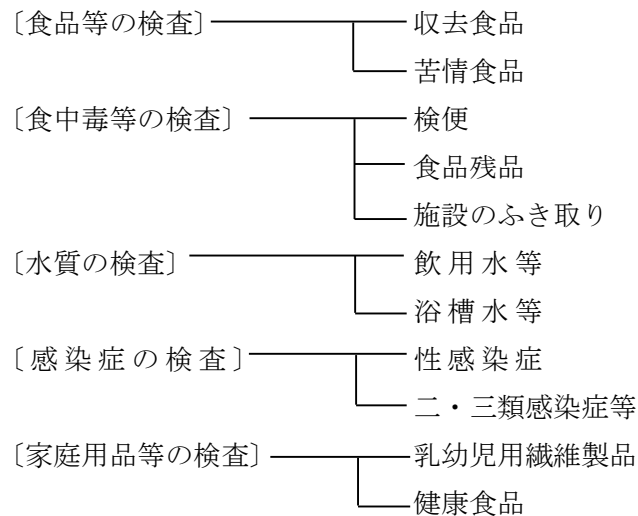
② 環境衛生担当

〔生活環境衛生〕

- 理容所、美容所、クリーニング所の開設に係る届出の受付及び確認検査、監視、指導
- 旅館業、公衆浴場、興行場の営業許可及び届出の受付、監視、指導
- 墓地等の経営許可及び届出の受付、監視、指導
- 特定建築物の届出の受付及び監視、指導
- 建築物衛生法に基づく事業登録の申請受付及び届出の受付、監視、指導
- 専用水道の布設確認及び届出の受付、監視、指導、並びに簡易専用水道の維持管理に関すること
- 自家用水道の布設確認及び届出の受付、監視、指導
- 遊泳用プールの届出の受付、監視、指導
- 住居衛生に関する相談の受付
- 衛生害虫に関する相談の受付
- 水害時の消毒の実施

〔動物の管理・指導〕

- 狂犬病予防法に基づく犬の登録等事務
- 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の適正飼養の普及・啓発
- 野犬の捕獲、収容
- 飼えなくなった犬猫の収容
- 負傷動物（家庭動物）の収容
- 動物取扱業の登録、監視、指導
- 特定動物の飼養許可、監視、指導

(5) 衛生検査課の事業概要

食品衛生法等に基づき、食品の検査及び食中毒の原因究明のための検査を行う（食品・環境衛生課が所管する事務の検査）。

水道法や飲用井戸等衛生対策要領に基づき、飲用水等の検査を行う。

川越市公衆浴場法施行条例に基づき、浴槽水を衛生的に保守するための検査を行う（食品・環境衛生課が所管する事務の検査）。

川越市エイズ及びその他の性感染症対策要綱に基づき、性感染症予防啓発にかかる血液検査を行う（保健予防課が所管する事務の検査）。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、二・三類感染症等発生時に患者または接触者に対する微生物等検査を行う（保健予防課が所管する事務の検査）。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、乳幼児用繊維製品の検査を行う（保健総務課が所管する事務の検査）。

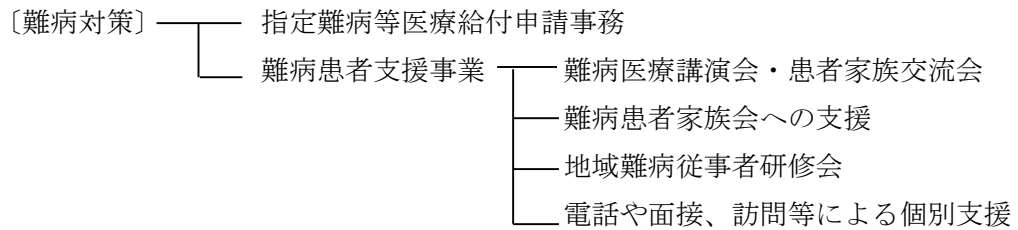
健康食品の医薬品成分含有の有無の検査を行う（保健総務課が所管する事務の検査）。

I 概要等

(6) 健康管理課の事業概要

① 難病対策事業

1) 難病対策事業



難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病患者が病気を受容し、必要なサービスを最大限に活用し、質の高い療養生活が送れるように、関係機関と連携を図りながら支援している。

2) 肝炎対策

肝炎治療医療費助成の申請事務

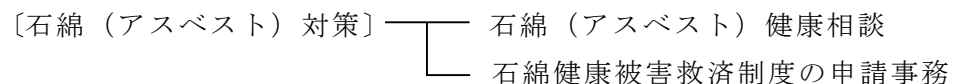
B型およびC型ウイルス性肝炎疾患に対する保険適用のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療および核酸アナログ製剤治療を受けた際の、自己負担分の医療費等の一部を助成する制度の申請を受け付け、埼玉県への進達事務を行う。

3) 原爆被爆者対策

原爆被爆者に関する申請の事務

原爆被爆者及び被爆者二世に係わる各種申請の受け付け及び埼玉県への進達事務を行う。

4) 石綿（アスベスト）対策

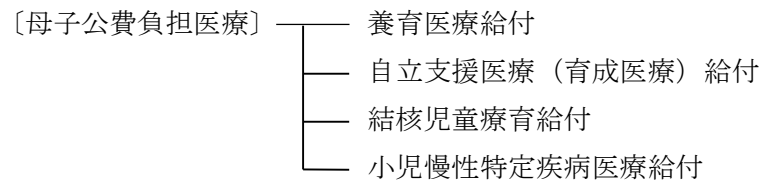


石綿（アスベスト）に係る健康被害に対する健康相談窓口となり、助言や専門医療機関の紹介等を行う。

5) 骨髄移植ドナー助成費交付

（公財）日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄移植のための骨髄又は末梢血幹細胞を提供した方に対し、助成費の交付を行う。

② 母子公費負担医療事業



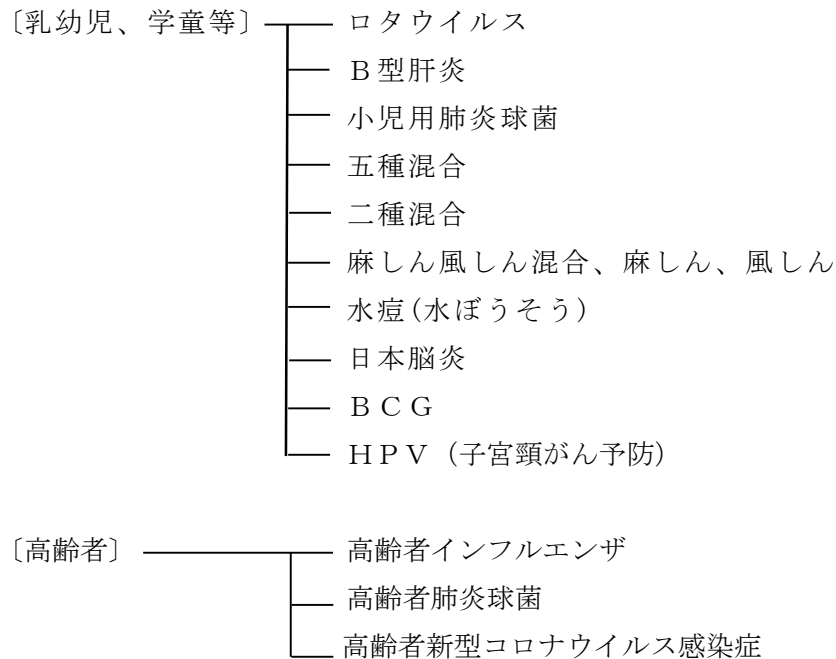
③ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

自立に困難を伴う児童等において、地域支援の充実により自立促進を図るため、講演会や交流会を行う。

④ 予防接種事業

1) 予防接種事業

予防接種法に基づき、以下に示す予防接種を実施する。また、任意接種のうち高齢者肺炎球菌ワクチン接種及び妊娠を希望する女性等の風しん予防接種等の費用の助成を行う。

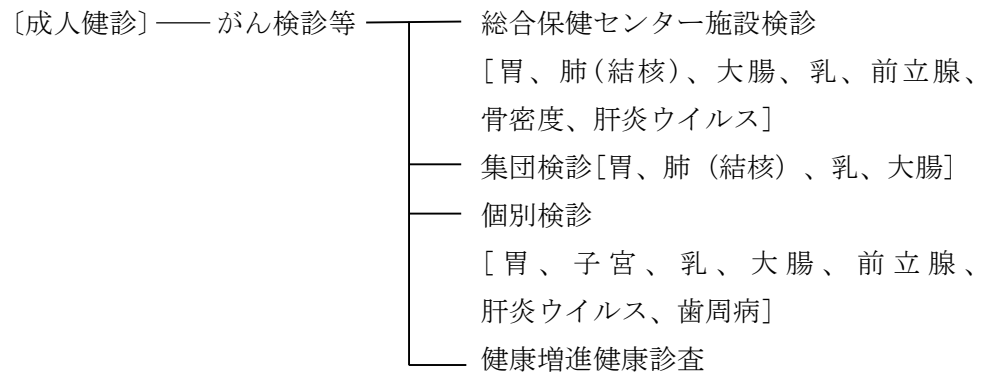


2) 風しん抗体検査事業

妊娠を希望する女性とそのパートナー等、及び風しん第 5 期定期接種の対象者に対し、風しん抗体検査を行う。

I 概要等

⑤ 成人健診



総合保健センター施設検診では健康増進法等に基づく成人を対象とした各種がん検診、骨密度検診等をセットにした検診を実施している。

⑥ 健康手帳の交付

健康診査、その他の健康の保持に必要な事項を記録し健康管理と適切な医療の確保に資するための手帳の交付を行う。

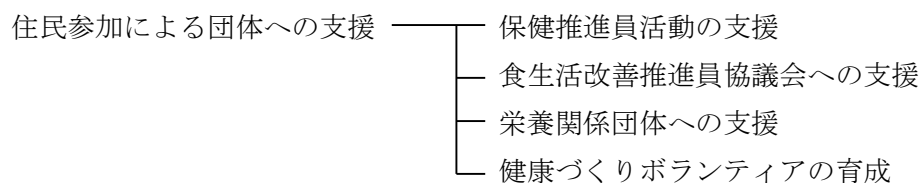
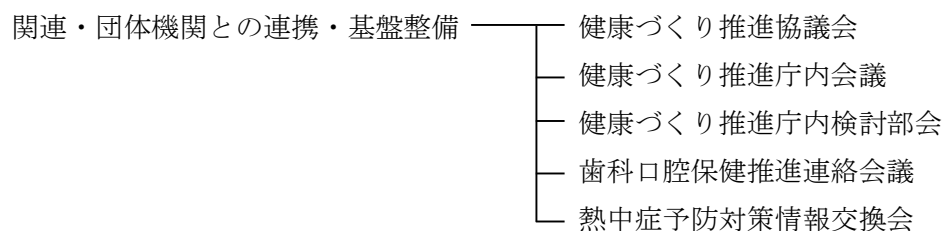
(7) 健康づくり支援課の事業概要

令和2年3月に策定した「健康かわごえ推進プラン（第2次）（第3次健康日本21・川越市計画／第3次川越市食育推進計画／第2次川越市歯科口腔保健計画）」に基づき健康寿命の延伸を目指し、市民の健康づくりの意識の高揚、効果的な実践行動を支援するため各種事業を実施している。

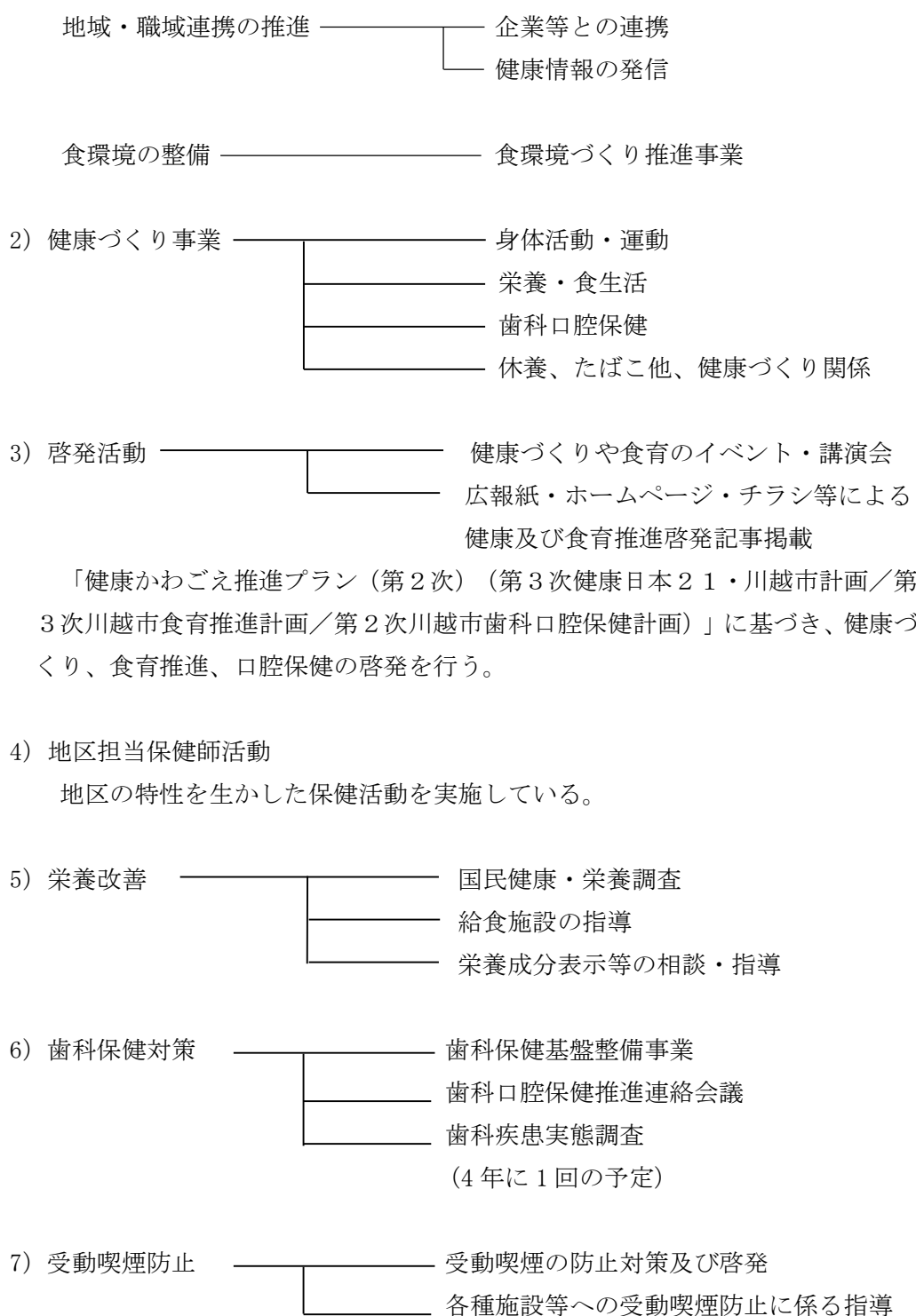
また、平成27年度から地区担当保健師活動を開始し、地区の特性を生かした保健活動を行っている。

① 健康づくり支援事業

1) 健康づくりの基盤整備



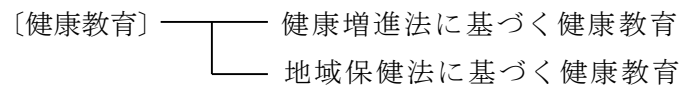
健康づくり支援活動を各種団体等と連携を保ち、推進を図る。



I 概要等

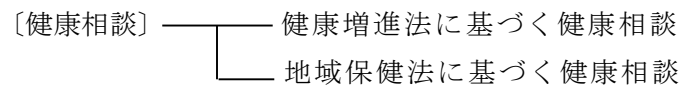
② 成人保健事業

1) 健康教育



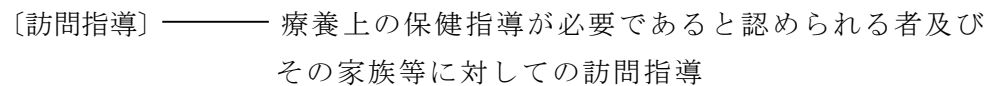
健康増進法及び地域保健法に基づき、成人を対象に心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識の普及啓発を行う。

2) 健康相談



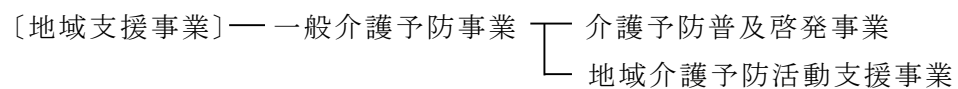
健康増進法及び地域保健法に基づき、成人を対象に心身の健康に関し助言を行う。

3) 訪問指導



健康増進法に基づき、要指導者等に対し保健師等が訪問指導を行う。

4) 地域支援事業



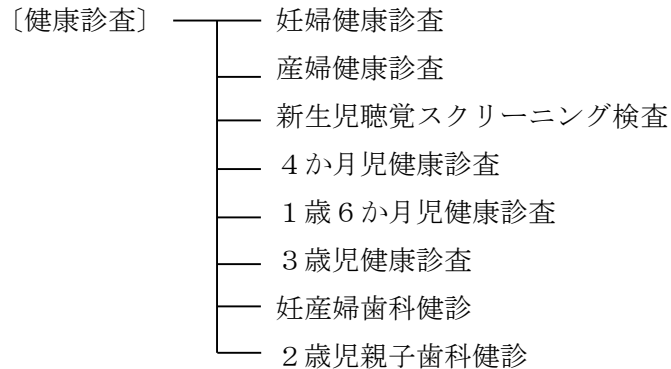
高齢者が、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(8) 母子保健課の事業概要

1) 母子健康手帳の交付

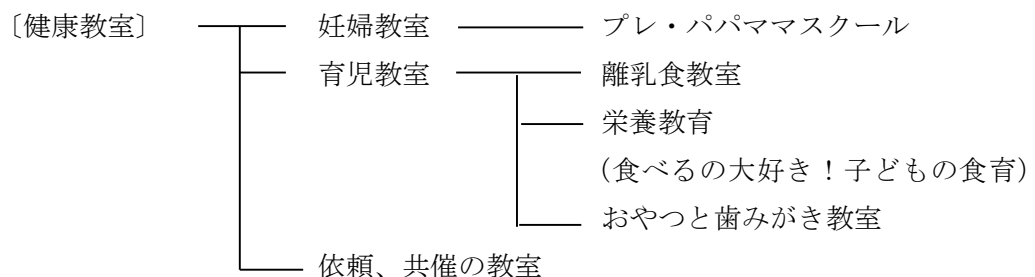
母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付している。

2) 健康診査



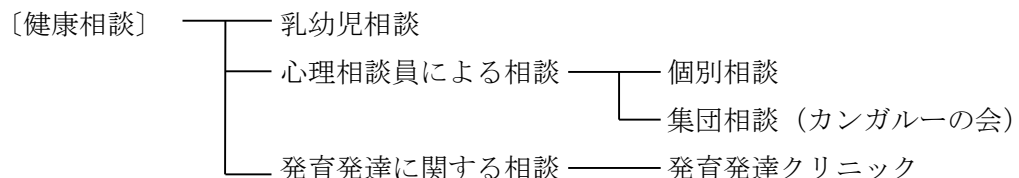
母子の健康診査については、母子保健法に基づく妊産婦健診及び新生児聴覚スクリーニング検査、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした健診を実施している。また、妊産婦、2歳児とその保護者を対象とした歯科健診事業を実施している。

3) 健康教室



母子保健法に基づき母性、乳幼児の健康の保持増進のため、指導を行う。

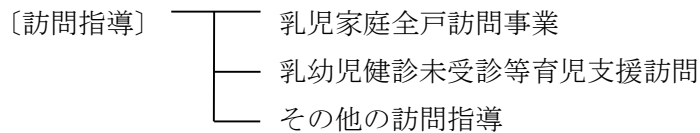
4) 健康相談



母子保健法に基づき母性、乳幼児の健康の保持増進のため、相談に応じ必要な助言を行う。

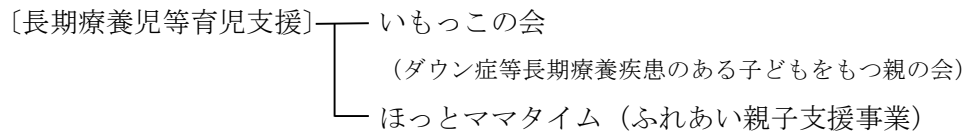
I 概要等

5) 訪問指導



母子保健法、児童福祉法に基づき、母子の訪問指導を行う。

6) 長期療養児等育児支援



子育て支援のため、長期療養児等育児支援をする。

7) 母子保健連絡調整会議

川越市内の母子関係機関（保健、医療、福祉）の相互の連絡調整及び母子保健従事者の知識の向上を図り、母子保健推進のための協力体制を確立する。

8) 利用者支援事業（こども家庭センター型の母子保健機能）

川越市こども家庭センター型利用者支援事業実施要綱（令和 6 年 4 月 1 日施行）に基づき、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対して、保健師、助産師、看護師等が相談に応じる。

9) 産後ケア事業

a. 短期入所型産後ケア事業

川越市短期入所型産後ケア事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づき、出産後 1 年以内の母子に対して、医療機関等への宿泊により、心身のケアや育児のサポート等を実施する。

b. 通所型産後ケア事業

川越市通所型産後ケア事業実施要綱（令和 3 年 10 月 1 日施行）に基づき、出産後 1 年以内の母子に対して助産院への通所により、授乳の仕方や乳房ケア、育児相談等の支援を実施する。

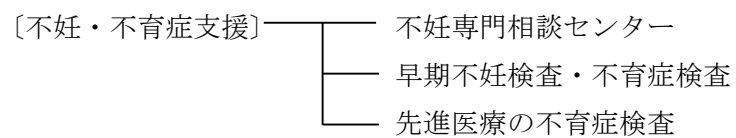
10) 産前・産後サポート事業

川越市産前・産後サポート事業実施要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）に基づき、妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者による相談支援を実施する。

11) 出産・子育て応援事業

川越市出産・子育て応援事業実施要綱（令和5年2月1日施行）に基づき、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように一貫して必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施する。

12) 不妊・不育症支援



I 概要等

7 人口動態

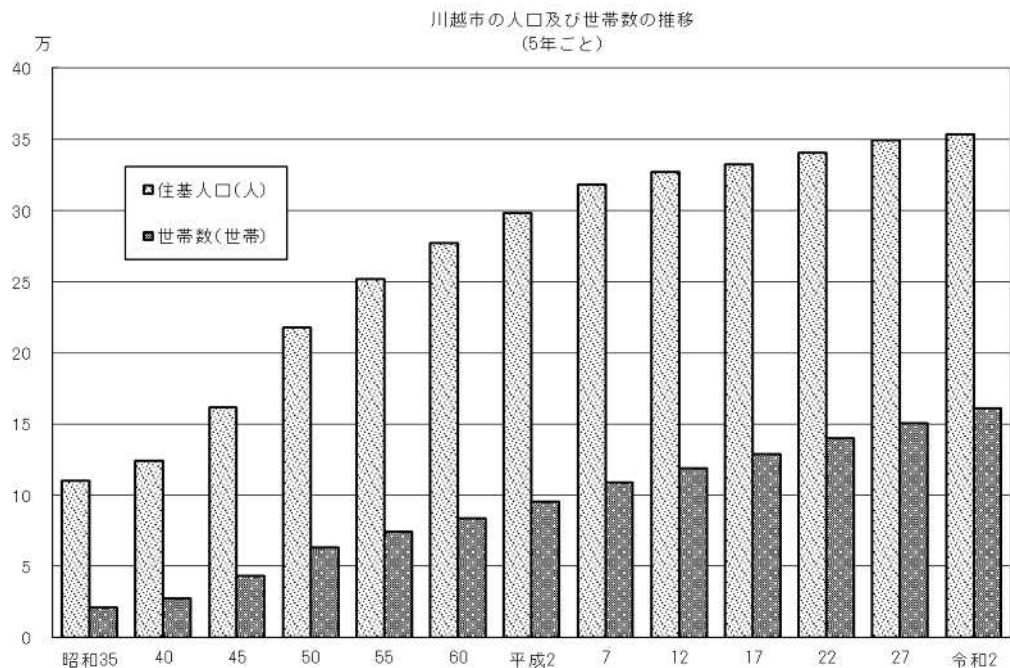
(1) 人口及び世帯数の推移

各年4月1日現在

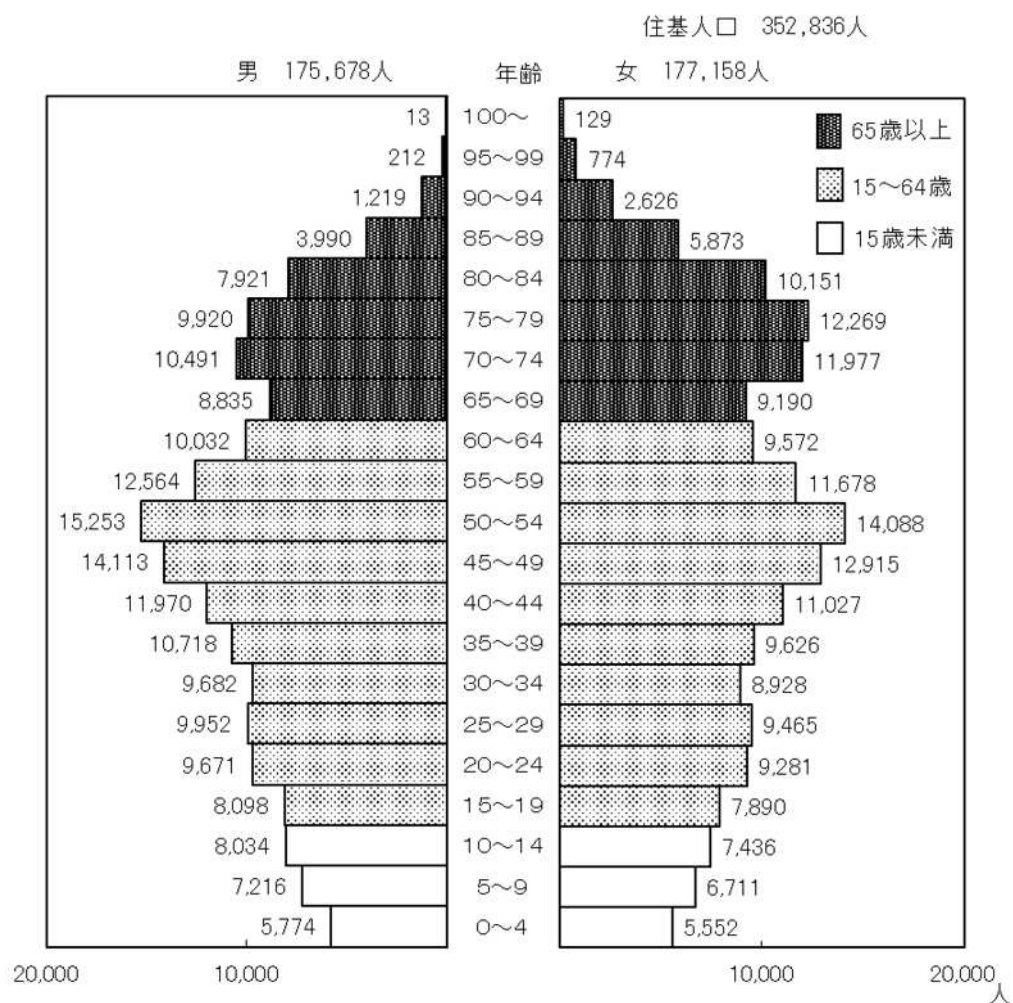
年	区 分	住基人口	性 別		世帯数	人口密度 (人/㎢)	高齢化率 (%)
			男	女			
大正11年(12月市制施行)		26,695	13,030	13,665	5,696	2,003	…
昭和14年(田面沢村合併)		38,768	19,023	19,745	7,645	2,258	…
〃 25年		52,820	25,735	27,085	10,765	3,005	…
〃 30年(9か村合併)		104,839	51,402	53,437	19,799	953	…
〃 35年(4月1日現在)		110,228	54,227	56,001	21,233	1,002	…
〃 40年(〃)		124,030	62,011	62,019	27,679	1,124	…
〃 45年(〃)		161,900	81,928	79,972	43,213	1,484	…
〃 50年(〃)		217,812	110,475	107,337	63,066	1,996	…
〃 55年(〃)		251,678	127,253	124,425	74,039	2,307	…
〃 60年(〃)		277,345	140,021	137,324	83,812	2,542	…
平成 2年(〃)		298,311	151,008	147,303	95,418	2,732	…
〃 7年(〃)		318,341	160,995	157,346	109,011	2,916	…
〃 12年(〃)		326,773	164,933	161,840	118,907	2,997	12.35
〃 17年(〃)		332,247	167,341	164,906	129,055	3,004	16.01
〃 22年(〃)		340,529	171,235	169,294	139,821	3,120	20.51
〃 27年(〃)		349,388	175,186	174,202	150,395	3,202	24.49
令和 2年(〃)		353,456	176,711	176,745	160,831	3,239	26.70
〃 3年(〃)		353,442	176,651	176,791	163,023	3,239	26.90
〃 4年(〃)		352,896	176,201	176,695	164,413	3,234	27.05
〃 5年(〃)		352,986	175,918	177,068	166,362	3,235	27.04
〃 6年(〃)		352,836	175,678	177,158	168,317	3,233	27.09

出典：川越市住民基本台帳

※ 平成 24 年 7 月の住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳人口には、日本人だけでなく外国人についても含まれることになった。また、人口密度の算出において、分母に用いる市域の面積は当該年時点のものをを用い、計測精度向上に伴う遡及修正は行っていない。



(2) 人口ピラミッド（令和6年4月1日現在）



出典：川越市住民基本台帳

I 概要等

(3) 人口動態総覧

単位： 数は人(ただし婚姻及び離婚は件)

率(合計特殊出生率を除く)は千分率

年	人口 (注1)	区分	出生	合計 特殊 出生率 (注2)	死亡	乳児 死亡	新生児 死亡	自然 増加	死産	自然	人工	周産期 死亡	婚姻	離婚
30	353,814	数	2,480		3,257	4	1	△777	57	23	34	10	1,546	553
		率	7.0	1.25	9.2	1.6	0.4	△2.2	22.5	9.1	13.4	4.0	4.4	1.6
1	354,249	数	2,337		3,316	2	1	△979	64	22	42	6	1,682	594
		率	6.6	1.20	9.4	0.9	0.4	△2.8	26.7	9.2	17.5	2.6	4.7	1.7
2	323,232	数	2,314		3,380	2	1	△1,066	53	22	31	8	1,369	470
		率	7.2	1.55	10.5	0.9	0.4	△3.3	22.4	9.3	13.1	3.4	4.2	1.5
3	354,970	数	2,130		3,610	1	1	△1,480	62	25	37	8	1,317	522
		率	6.0	1.13	10.2	0.5	0.5	△4.2	28.3	11.4	16.9	3.7	3.7	1.5
4	354,827	数	2,066		3,944	1	-	△1,878	44	17	27	7	1,343	508
		率	5.8	1.10	11.1	0.5	-	△5.3	20.9	8.1	12.8	3.4	3.8	1.4

(注1) 合計特殊出生率を除く諸率の算出に用いた人口は、国勢調査年は総務省統計局による「国勢調査人口等基本集計」の日本人人口、それ以外の年は埼玉県総務部統計課「各年 10 月 1 日現在推計人口(総人口)」である。推計人口は直近の国勢調査人口を基準に、各月の出生・死亡数(自然増減)、転入・転出者数(社会増減)等を加減して算出したもので、住民基本台帳人口とは異なるのが通例である。

(注2) 合計特殊出生率の算出に用いた年齢階級別女子人口は、国勢調査年は総務省統計局による「国勢調査人口等基本集計」の日本人人口、それ以外の年は埼玉県総務部統計課による「各年 1 月 1 日現在埼玉県町(丁)字別人口(総人口)」である。そのため国勢調査年とそれ以外の年とで単純比較できないことに注意が必要である。

(注3) 集計は暦年により、事件数は厚生労働省人口動態統計の値を用いた。

<諸率の定義>

$$\text{出生率} \cdot \text{死亡率} \cdot \text{自然増加率} \cdot \text{婚姻率} \cdot \text{離婚率} = \frac{\text{件数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

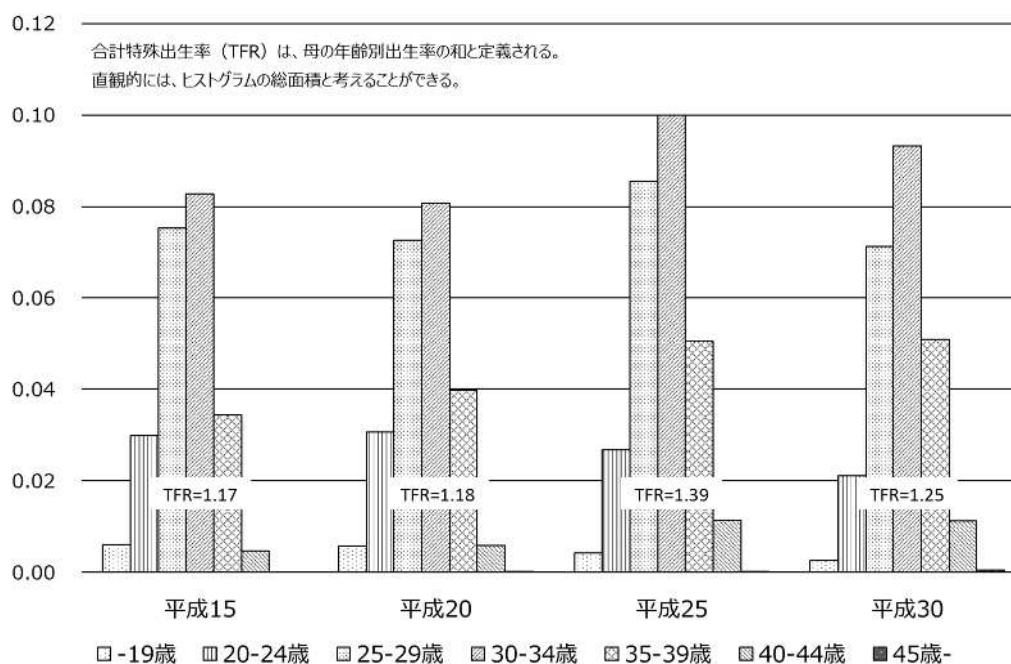
$$\text{死産率(自然死産率・人工死産率)} = \frac{\text{死産(自然・人工)数}}{\text{出産(出生+死産)数}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} \cdot \text{新生児死亡率} = \frac{\text{乳児(新生児・早期新生児)死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{後期(妊娠満22週以後)死産数+早期新生児死亡数}}{\text{出産数(出生数+後期死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \left[\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right] \text{15歳から49歳までの合計 (5歳階級で算出)}$$

(4) 母の年齢別出生率の推移



(参 考)

合計特殊出生率には二つの種類があり、本書に示したのは期間合計特殊出生率である。

期 間 合 計 特 殊 出 生 率：ある期間（1年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（15～49歳）の女性の出生率を合計したもの。女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の合計特殊出生率」として、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。本書では5歳階級別の出生数及び女性人口で算出し、5倍したものを合計している。算出に用いた15歳～19歳、及び45歳～49歳の出生数にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。

コ ー ホ ー ト 合 計 特 殊 出 生 率：ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ（コホート）の女性の各年齢（15～49歳）の出生率を過去から積み上げたもの。「その世代の合計特殊出生率」である。

実際に「1人の女性が一生の間に生む子どもの数」はコホート合計特殊出生率であるが、この値は、その世代が50歳に到達するまで得られないため、それに相当するものとして期間合計特殊出生率が一般に用いられている。なお、各年齢の出生率が世代（コホート）によらず同じであれば、この二つの「合計特殊出生率」は同じ値になる。

ただし、晩婚化・晩産化が進行している状況等、各世代の結婚や出産の行動に違いがあり、各年齢の出生率が世代により異なる場合には、別々の世代の年齢別出生率の合計である期間合計特殊出生率は、同一世代のコホート合計特殊出生率の値と異なることに注意が必要である。

I 概要等

(5) 死亡数（死因分類）

単位：人

年		計	悪 性 新生物	糖尿病	高血圧 性疾患	心疾患（高血 圧性を除く）	脳血管 疾 患	肺炎	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の 事 故	自殺	その他
30	川越市	3,257	883	44	43	573	254	286	39	60	206	73	63	733
	埼玉県	67,726	19,475	744	350	10,805	4,910	5,481	862	1,211	4,322	1,661	1,176	16,729
1	川越市	3,316	931	51	23	588	261	285	39	78	241	82	52	685
	埼玉県	69,537	19,791	709	362	11,117	4,966	5,677	900	1,292	4,884	1,602	1,078	17,159
2	川越市	3,380	973	54	36	547	241	237	42	72	284	66	51	777
	埼玉県	70,758	20,463	702	431	10,857	4,929	4,607	878	1,398	5,842	1,528	1,159	17,964
3	川越市	3,610	1,066	36	42	587	296	237	32	78	324	67	54	791
	埼玉県	75,164	20,576	730	407	11,510	5,188	4,778	866	1,476	6,896	1,560	1,088	20,089
4	川越市	3,944	1,008	44	58	660	288	224	37	83	375	101	78	988
	埼玉県	82,221	20,635	830	528	12,525	5,199	4,640	902	1,498	8,444	1,874	1,253	23,893

出典：厚生労働省人口動態統計

(6) 死亡数（5 歳階級別、令和 4 年）

単位：人

	計	0歳	1～ 4歳	5～ 9歳	10～ 14歳	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	不詳
計	3,944	1	1	2	2	2	5	12	10	16	18	46	67	89	90	205	394	575	758	778	559	246	68	-
男	2,183	-	-	2	1	-	2	8	8	8	12	27	45	49	60	150	278	357	443	417	245	62	9	-
女	1,761	1	1	-	1	2	3	4	2	8	6	19	22	40	30	55	116	218	315	361	314	184	59	-

出典：厚生労働省人口動態統計

(7) 令和4年 川越市死因別死亡数

コード	死 因	男	女	計
計		2,183	1,761	3,944
01000	感染症及び寄生虫症	25	29	54
01100	腸管感染症	4	3	7
01200	結核	2	1	3
01201	呼吸器結核	2	1	3
01202	その他の結核	-	-	-
01300	敗血症	10	15	25
01400	ウイルス性肝炎	1	2	3
01401	B型ウイルス性肝炎	-	1	1
01402	C型ウイルス性肝炎	1	1	2
01403	その他のウイルス性肝炎	-	-	-
01500	ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病	-	-	-
01600	その他の感染症及び寄生虫症	8	8	16
02000	新生物＜腫瘍＞	643	393	1,036
02100	悪性新生物＜腫瘍＞	625	383	1,008
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	12	3	15
02102	食道の悪性新生物＜腫瘍＞	29	2	31
02103	胃の悪性新生物＜腫瘍＞	91	32	123
02104	結腸の悪性新生物＜腫瘍＞	65	55	120
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物＜腫瘍＞	33	18	51
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞	43	15	58
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物＜腫瘍＞	20	8	28
02108	膵の悪性新生物＜腫瘍＞	47	38	85
02109	喉頭の悪性新生物＜腫瘍＞	1	-	1
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	152	55	207
02111	皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	5	3	8
02112	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	-	43	43
02113	子宮の悪性新生物＜腫瘍＞	-	19	19
02114	卵巣の悪性新生物＜腫瘍＞	-	12	12
02115	前立腺の悪性新生物＜腫瘍＞	25	-	25
02116	膀胱の悪性新生物＜腫瘍＞	16	5	21
02117	中枢神経系の悪性新生物＜腫瘍＞	5	-	5
02118	悪性リンパ腫	17	26	43
02119	白血病	10	13	23
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞	3	3	6
02121	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	51	33	84
02200	その他の新生物＜腫瘍＞	18	10	28
02201	中枢神経系のその他の新生物＜腫瘍＞	3	3	6
02202	中枢神経系を除くその他の新生物＜腫瘍＞	15	7	22
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	6	8	14
03100	貧血	4	4	8
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	2	4	6
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	38	27	65
04100	糖尿病	27	17	44
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	11	10	21

I 概要等

コード	死 因	男	女	計
05000	精神及び行動の障害	24	39	63
05100	血管性及び詳細不明の認知症	22	34	56
05200	その他の精神及び行動の障害	2	5	7
06000	神経系の疾患	76	59	135
06100	髄膜炎	－	－	－
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	5	2	7
06300	パーキンソン病	18	15	33
06400	アルツハイマー病	23	24	47
06500	その他の神経系の疾患	30	18	48
07000	眼及び付属器の疾患	－	－	－
08000	耳及び乳様突起の疾患	－	－	－
09000	循環器系の疾患	583	476	1,059
09100	高血圧性疾患	36	22	58
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	27	14	41
09102	その他の高血圧性疾患	9	8	17
09200	心疾患（高血圧性を除く）	374	286	660
09201	慢性リウマチ性心疾患	6	3	9
09202	急性心筋梗塞	49	20	69
09203	その他の虚血性心疾患	145	93	238
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	9	14	23
09205	心筋症	4	1	5
09206	不整脈及び伝導障害	32	30	62
09207	心不全	120	117	237
09208	その他の心疾患	9	8	17
09300	脳血管疾患	143	145	288
09301	くも膜下出血	8	28	36
09302	脳内出血	48	37	85
09303	脳梗塞	84	74	158
09304	その他の脳血管疾患	3	6	9
09400	大動脈瘤及び解離	20	20	40
09500	その他の循環器系の疾患	10	3	13
10000	呼吸器系の疾患	275	171	446
10100	インフルエンザ	－	－	－
10200	肺炎	132	92	224
10300	急性気管支炎	1	－	1
10400	慢性閉塞性肺疾患	34	3	37
10500	喘息	－	1	1
10600	その他の呼吸器系の疾患	108	75	183
10601	誤嚥性肺炎	53	48	101
10602	間質性肺疾患	37	15	52
10603	その他の呼吸器系の疾患	18	12	30
11000	消化器系の疾患	74	54	128
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	4	3	7
11200	ヘルニア及び腸閉塞	13	7	20
11300	肝疾患	24	13	37
11301	肝硬変（アルコール性を除く）	9	8	17
11302	その他の肝疾患	15	5	20
11400	その他の消化器系の疾患	33	31	64

コード	死 因	男	女	計
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	1	3	4
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	12	15	27
14000	腎尿路生殖器系の疾患	74	60	134
14100	系球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	8	6	14
14200	腎不全	48	35	83
14201	急性腎不全	3	1	4
14202	慢性腎臓病	30	26	56
14203	詳細不明の腎不全	15	8	23
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	18	19	37
15000	妊娠、分娩及び産じょく		—	—
16000	周産期に発生した病態	—	—	—
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	—	—	—
16200	出産外傷	—	—	—
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	—	—	—
16400	周産期に特異的な感染症	—	—	—
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	—	—	—
16600	その他の周産期に発生した病態	—	—	—
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	4	3	7
17100	神経系の先天奇形	—	—	—
17200	循環器系の先天奇形	3	1	4
17201	心臓の先天奇形	2	1	3
17202	その他の循環器系の先天奇形	1	—	1
17300	消化器系の先天奇形	—	—	—
17400	その他の先天奇形及び変形	1	—	1
17500	染色体異常、他に分類されないもの	—	2	2
18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	171	281	452
18100	老衰	121	254	375
18200	乳幼児突然死症候群	—	—	—
18300	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	50	27	77
20000	傷病及び死亡の外因	106	87	193
20100	不慮の事故	54	47	101
20101	交通事故	7	2	9
20102	転倒・転落・墜落	14	19	33
20103	不慮の溺死及び溺水	8	3	11
20104	不慮の窒息	6	14	20
20105	煙、火及び火炎への曝露	3	3	6
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	1	—	1
20107	その他の不慮の事故	15	6	21
20200	自殺	42	36	78
20300	他殺	—	—	—
20400	その他の外因	10	4	14
22000	特殊目的用コード	71	56	127
22100	重症急性呼吸器症候群[SARS]	—	—	—
22200	その他の特殊目的用コード	71	56	127

※ 22200「その他の特殊目的用コード」には、新型コロナウイルス感染症関連が含まれる。

出典：厚生労働省人口動態統計

I 概要等

8 医療従事者数

(1) 医療従事者数

各年 12 月 31 日現在

年	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
30	874	277	755	85	154	3,198	768	284	56
2	920	298	758	90	167	3,398	704	289	52
4	944	254	928	84	137	3,267	576	147	21

出典：厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師統計、埼玉県医療従事者届集計

(ともに隔年での統計)

※ 医師及び歯科医師の従事者数は、市内の医療施設の従事者

※ 薬剤師の従事者数は、市内の薬局・医療施設の従事者

※ その他の職種の従事者数は、市内で該当免許に係る業務に従事している者

※ 届出による(令和4年度の届出から電子システムによる届出が可能となった)

(2) 医師・歯科医師・薬剤師(人口10万に対する医療従事者数)

令和4年12月31日現在

	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師
川越市	261.4	70.1	205.1
埼玉県	180.2	72.1	190.3
全国	262.1	81.6	202.7

出典：厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師統計(隔年での統計)

※ 医師及び歯科医師は医療施設従事者数、薬剤師は薬局及び医療施設従事者数

※ 従業地ベース

9 母体保護統計

(1) 人工妊娠中絶年齢・妊娠週数別件数

各年度末現在

単位: 件

年度 年齢	3	4	5						計	構成比
	計	計	7週以前	8～11週	12～15週	16～19週	20～21週	不詳		
20歳未満	11	13	4	2	-	-	-	-	6	4.3%
20～24歳	30	34	11	10	2	-	4	-	27	19.1%
25～29歳	38	31	7	10	2	2	2	-	23	16.3%
30～34歳	38	32	9	9	4	2	5	-	29	20.6%
35～39歳	34	34	15	11	1	5	4	-	36	25.5%
40～44歳	21	16	9	4	-	4	1	-	18	12.8%
45～49歳	3	-	-	1	-	-	1	-	2	1.4%
50歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	175	160	55	47	9	13	17	-	141	100.0%

※ 市内医療機関からの報告を集計したもの(市外居住者を含む。)